

令和2年

# 秋の全国交通安全運動

実施要綱

実施  
期間

9月21日月▶9月30日水

スローガン

あおるより ゆずるあなたが かつこいい



交通安全図画最優秀作品(令和元年度知事賞) たけした まな  
佐世保市立相浦小学校5年(当時) 竹下 愛生さんの作品

重点

- 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止



主唱 長崎県交通安全推進県民協議会



## 運転の 目的

本運動は、県民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 重点1

# 子供を始めとする歩行者の安全と 自転車の安全利用の確保

交通死亡事故では、歩行中の割合が昨年より増加しており、歩行者自身の法令違反が認められるケースも発生しています。また、依然として道路で子供が危険にさらされる状況も見られ、次世代を担う子供を交通事故から守る必要があります。加えて、身近な乗物である自転車の法令違反による交通事故も発生していることから、以下の事項を推進します。

### 子供

- 「道路に飛び出さない」、「横断歩道を渡る」、「道路で遊ばない」などの交通ルールを守りましょう。
- 登下校時などは、遊びながら道路を歩かないようにしましょう。



### 高齢歩行者

- 道路を横断するときは近くの横断歩道を利用し、横断する前には手を挙げて、運転者に「手のひら」を示して横断の意思を伝えて、車両がとまってから横断しましょう。
- 道路を横断するときは、左右の安全確認をしてから横断を開始しましょう。また、横断途中も左右の安全を確認し、特に、左から走ってくる車両の確認をしっかりとしましょう。



### 運転者

- 運転中は常に歩行者の存在を確認し、子供や高齢者の近くを通行するときは、安全な間隔を保ち、安全な速度に減速しましょう。
- 横断歩道では歩行者が優先です。横断歩道手前では、歩行者の有無を確認し、歩行者がいるときは必ず停止して、歩行者に道を譲りましょう。

### 自転車利用者

- 「自転車安全利用五則」を遵守し、マナー向上を図りましょう。
- 歩行者への注意をしっかりと払い、歩行者を保護しましょう。
- 自転車運転中は、スマートフォン等を使用すること、イヤホン等を使用して大音量で音楽を聴くこと、傘をさすことは禁止されているので絶対にやめましょう。
- 自転車運転中の加害事故に備え、損害賠償保険に加入しましょう。



### 家庭、学校、関係機関・団体

- 子供や高齢者が多く通行する地域では、交差点などでの歩行者の保護・誘導活動を徹底し、安全な通行を確保しましょう。
- 子供や高齢者の交通事故実態を踏まえて、参加・体験・実践型の交通安全教室や、高齢者宅訪問活動などによる交通安全指導を推進しましょう。
- 自転車の損害賠償保険加入を促進するため広報啓発を行いましょう。

#### 【自転車安全利用五則】

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
  - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ・ 夜間はライト点灯
  - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子供はヘルメット着用

## 重点2 高齢運転者等の安全運転の励行

高齢化社会の進行に伴って高齢運転者数が増加し、高齢運転者が加害者となる交通死亡事故の割合が、他の世代に比べて相対的に高くなっています。高齢運転者を始めとした全ての運転者が、安全運転を励行し、重大な交通事故を未然に防止するため、次の事項を推進します。

### 高齢運転者

- 身体機能の変化を自覚して、ゆとりある運転に努めましょう。
- 運転開始前に、アクセルとブレーキの位置を確認し、発進前には、ギアの位置を確認して、誤操作を防止しましょう。
- 運転を続ける必要がある高齢運転者は、安全運転サポート車の購入や後付けの踏み間違い防止装置の取り付けなどを検討しましょう。
- 高齢運転者を対象とした参加・実践・体験型の講習会等に積極的に参加し、自身の運転能力等の振り返りを行い、運転継続の見直しをしましょう。
- 運転に不安を感じたら、運転免許窓口に相談するなどして、運転免許証の自主返納も検討しましょう。



### 一般運転者

- シートベルト・チャイルドシートの全席着用を確認してから発進しましょう。
- 法定・指定速度の遵守、信号遵守、指定場所での一時停止、横断歩行者の保護など、基本的な交通ルールを確実に守って、安全運転を励行しましょう。
- 運転中は運転に集中し、脇見・ぼんやり運転、スマートフォン等を使用しながらの運転は絶対にしないようにしましょう。
- 「思いやり」「ゆずり合い」の気持ちで、余裕を持った運転に心掛けましょう。



### 家庭・職場 関係機関等

- 家庭では、シートベルトの正しい着用を習慣付けるとともに、職場等では、運転開始前に着用を呼び掛けるなど、着用徹底の環境づくりを進めましょう。  
特に、後部座席のシートベルト着用を徹底しましょう。
- 身近にいる高齢者の運転状況が危険と思われるときは、運転免許証返納の検討を促しましょう。

## 運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめましょう!

令和元年12月1日から、運転中にスマートフォン等を使用した場合の罰則が強化されています。

運転中にスマートフォン等を使用することは、交通事故に直結する危険な行為ですので、絶対に運転中は使用しないようにしましょう!

		改正前	改正後
反則金	大型車	7,000円	25,000円
	普通車	6,000円	18,000円
	二輪車	6,000円	15,000円
	原付車	5,000円	12,000円
違反点数	通話や操作	1点	3点
	通話・操作で交通の危険が生じた場合	2点	6点

### 運動推進上の注意

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、運動の推進に当たっては感染防止対策を万全にとりましょう。



密集回避



密接回避



密閉回避



## 重点3

# 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と 飲酒運転等の危険運転の防止

冬が近づくとつれて日没時間が早まり、運転者から周囲が見えにくい状態となるため、夕暮れ時から夜間にかけて重大な交通事故が発生しやすくなります。また、依然として飲酒運転による交通事故も発生し、加えて、妨害運転（「あおり運転」）などの危険な行為による交通事故も全国的に問題となっていることから、以下の事項を推進します。

### 歩行者

- 夕暮れ時・夜間に外出するときは、明るい服装に心掛け、反射材を着用しましょう。
- 道路を横断するときは、近くの横断歩道を渡りましょう。

### 運転者

- 夕暮れ時は早めのライト点灯に心掛け、歩行者や自転車を早期に発見できる状態で運転し、相手に自分の存在を知らせましょう。
- 飲酒運転は犯罪であることを自覚し、「飲酒運転は絶対にしない。」という強い意志を持ちましょう。
- 車両を運転するときは、心に余裕を持って運転するよう心掛けて、イライラして他人を威嚇するような、妨害運転（「あおり運転」）などの危険な行為は絶対にやめましょう。

### 家庭・職場 関係機関等

- 日頃から、飲酒運転や妨害運転（「あおり運転」）などの悪質・危険性などを話題にして、飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 運転開始前にはアルコールチェッカーによる確認を行うなど、職場全体で飲酒運転をさせない環境を整備し、飲酒運転の根絶に取り組みましょう。
- 交通事故や交通上のトラブルを防止するため、ドライブレコーダーの導入を検討しましょう。

## 妨害運転（「あおり運転」）は犯罪です！

令和2年6月30日  
改正道路交通法施行

- ① 妨害運転（交通の危険のおそれ）  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、違反点数 25点
- ② 妨害運転（著しい交通の危険）  
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金、違反点数 35点



## 県内統一行事

9月23日(水)	街頭指導活動 強化の日 広報活動	登下校指導をはじめ、子供・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。 また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。
9月25日(金)	飲酒運転根絶強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。
9月30日(水)	交通事故死ゼロを目指す日	県民一人一人が、交通事故を起こさないよう、遭わないよう呼びかけます。

令和2年 長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー